

Two Methods of Institutional Reform in the Institutional Economics of John R. Commons (J.R. コモンズの制度経済学における制度再編の 2 つの方式)¹

Kota Kitagawa²

(北川 亘太)

1. はじめに

Commons (1927)「適正価値——意志的経済学の理論」(Reasonable Value, 以下 1927 年草稿)から Commons (1934a)『制度経済学』(*Institutional Economics*, 以下 IE)にかけて加筆された記述には、1927 年草稿までとは本質的に異なる内容が付加されているのか。本稿は、制度再編（制度変化）について 1927 年草稿までとは別の方式が書き加えられていることを示したい³。制度再編の議論は IE における価値論の核心をなす。というのも、適正価値をもたらす「取引」の三前提、すなわち「機会の平等」、「公正な競争」、「交渉力の平等」を確保するための手段だからである。本稿は、1927 年草稿における制度再編論と IE にかけて追加された制度再編論を対比させることによって制度を再編する 2 つの方式を明確にする。

『資本主義の法律的基础』(Commons 1924, *Legal Foundations of Capitalism*, 以下 LFC) および 1927 年草稿では、制度再編において「司法的主権 *judicial sovereignty*」が文字通り至高の地位に置かれている。とりわけ司法システムの頂点に位置づけられるのが合衆国最高裁判所である。経済紛争は「合衆国最高裁判所にもちこまれる」のであり(LFC, p. 288)、最高裁は、紛争に判決を下すことを通じて諸慣習を選別する。LFC および 1927 年草稿において、最高裁は、「人為的淘汰 *artificial selection*」の主体として描かれている。上位の権威が下位者間の紛争を解決することを通じて制度が再編されるという仕組みは、先行研究によって繰り返し解説されてきた(Medema 1998; Ramstad 1990; 1994; Biddle 1990)。

¹ 本稿は下記の出版物の日本語草稿である。引用の際は可能な限り下記の出版物を参照していただきたい。Kitagawa, K. (2017) “Two Methods of Institutional Reform in the Institutional Economics of John R. Commons,” in Uni, H. ed. *Contemporary Meanings of J. R. Commons’s Institutional Economics: An Analysis Using a Newly Discovered Manuscript*, Singapore, Springer.

² 関西大学経済学部。E-mail: kota.k@kansai-u.ac.jp

³ IE における「制度」とは、「集団的行動 *collective action*」のことである。それが組織化されていなければ「慣習 *custom*」であり、それが組織化されていれば「継続的活動体 *going concern*」の集団的行動を規定するルールである。コモンズは、こういった慣習、私的なルール、法律、判例、憲法をひっくるめて「ワーキング（機能している・通用している）」ルールとも呼んでいる。その理由は、経済、政治、倫理をめぐる活動体内部の環境および活動体外の環境の変化に応じてルールもまた絶えず変化し、場合によっては「進化する」様子を表現するためであった(IE, p. 705)。コモンズは、「政治経済 *political economy*」を、進化するワーキング・ルールの集積、つまり進化する制度の集積として捉えている(LFC, p. 377)。

1927年草稿よりも後に書かれた制度再編論における焦点は、「共同交渉システム joint bargaining system」(IE, p. 858)⁴、すなわち対立する複数の利益団体が共同でルールを形成し、それを管理運営するシステムに当てられている。このシステムの本質は、以下の3点にある。第1に、ワーキング・ルールの創造と変更が利益団体間の交渉を通じてなされる点である。自発的に組織された利益団体は、自主的に選出した代表をこのシステムに送り込む。第2に、そのルールの「管理運営 administration」もやはり彼らによって自主的になされる点である。第3に、このシステムの実効性が、統治機関から付与される「主権力 sovereign power」によって支えられている点である。このシステムにおいて、一方で、利益団体は、主権から権力の一部を譲り受けることができる。利益団体は、適正であると社会的に認められるルールを構築するという役割を担う限りで主権から大きな権限を与えられる。他方で、主権は、より適正であるという意味で先駆的な私的取組みをより広範に及ぶ半公共的なシステムへと高めることができる。この方式で、主権は私的な継続的活動体に社会統治の一翼を担わせることができる。Chasse (1986)および Bazzoli (1999)は、制度を再編する有効な方式としてコモンズがこの共同交渉システムを高く評価したことを強調した。しかし、彼らは、なぜこのシステムが有効に機能するのか、どのような理由でコモンズは1927年草稿より後にこのシステムを詳細に描き出したのかを教えてはくれない。

なぜ加筆箇所において制度再編の別の方式が詳しく記されたのか。本稿は、次の2つがその理由であると主張する。第1に、アメリカ政治経済が目指すべき、全体主義とも自由放任主義とも異なる方向性を示すためである。第2に、1932年ウィスコンシン州失業補償法が成立したことで、このシステムの実効性についてコモンズが自信を深めたからである。

制度再編の2つの方式は、主役が上位者であるか対等な利害団体であるかという点で異なっているが、もちろん両方式に通底する観点はある。それは、制度再編をめぐる折衝の帰趨を決定する「原理 principle」が一つではなく複数であるという観点である。折衝には経済的「原理 principle」のみならず、政治的原理と倫理的原理もまた関係する。経済的原理とは「希少性 scarcity」および「効率性 efficiency」についての法則や教義であり、政治的原理とは「権力 power を求めての闘争」であり、倫理的原理とは「良識 common sense」や「自由 freedom」、「平等 equality」、「公正 fair」の実現である。諸原理の複合に焦点を当てるという観点が制度再編の2つの方式に共通しているのは当然である。というのも、2つの方式は、いずれも適正な価値の三前提を成立させるための手段を表しているからである。この三前提、すなわち機会の平等、公正な競争、交渉力の平等は、経済的原理と政治的原理が倫理的原理によって調整された状態である。それゆえ、適正な価値を実現するための手段を論じようとするならば、その焦点は必然的に諸原理の複合に当てられる。

本稿の構成は以下の通りである。次節において、LFC および 1927年草稿において示されている制度再編の方式が上位者による下位者間の紛争解決であることを確認する。第3節

⁴ これと同じものを示す言葉が「組織された利益団体の自発的代表的代表制」(IE, p. 859)や「対立する利害の主導的代表的代表たち」(Commons 1934b, p. 159)である。

では、1927年草稿からIEにかけての加筆箇所において焦点が当てられている制度再編の方式が共同交渉システムであることを確認する。第4節において、1927年草稿からIEにかけてこの別の方式が丁寧に書き加えられた理由を考察する。第5節では、制度再編の2つの方式を接合する。本節があえて2つの方式の接合を試みる理由は次の3点である。第1に、これら2つの方式はIEにおいて間違いなく関係しているものの、コモンズ自身はこの関係を分かりやすく整理していないからである。第2に、経済的、政治的、倫理的な諸原理が、上位者から下位者に対してだけでなく、下位者から上位者に対してだけでなく、複数の方向と経路で制度再編に影響を及ぼす様子を明快に示すことができるからである。第3に、共同交渉システムを、民間の活動体と統治機関が接合する場として捉えることができるからである。第6節では、以上をまとめたうえで、結論的含意として、コモンズの制度再編論の現代的意義にふれる。

2. LFC および 1927 年草稿にみられる制度再編の方式

本節では、1924年LFCおよび1927年草稿において焦点が当てられている制度再編の方式をみていく。それは、上位者が、下位者間の紛争を解決することを通じて、競合する制度（慣習）を淘汰するという方式である。

アメリカ合衆国の統治機構の体制は「司法的主権」という言葉で表される。これは、例えば国王が至高の力を有している体制である「行政的主権 executive sovereignty」や議会が至高の力を有している体制である「立法的主権 legislative sovereignty」と対比される体制である(IE, pp. 684-5)。連邦最高裁判所は、1803年に自ら憲法解釈を変更することによって違憲審査権、すなわち至高の力を得た。司法的主権とは、この違憲審査権のおかげで司法制度が、とりわけ最高裁判所が、制度を淘汰する役割を果たす統治機構の中で最上位にある体制を指す。

LFCでも1927年草稿でも、焦点が当てられている方式は裁判所による制度淘汰である。ただし、LFCのほうが紙幅を割いてその内容を丁寧に記しているため、まずはLFCに書かれている制度再編論を確認したい。

LFCが描き出す制度再編の過程は、慣習や法の進化として描き出されている。市民や継続的活動体がそれぞれ依拠している慣習は、共同体において支配的な慣習に強く影響を受けながらも、もちろん全く同一ではない⁵。経済紛争では、紛争当事者たちは自らの慣習に依って立って自己を正当化するのであり、その相対立する慣習のうちどれを共同体によって認可された慣習として残すかが課題になる。慣習間の対立は、仲裁所や下位の裁判所を経由して最終的に「合衆国最高裁判所にもちこまれる」(LFC, p. 288)。LFCは、最高裁判所による諸慣習の淘汰を通じて「財産権」が進化してきたことを強調した。誰のどのような財産が法的保護の対象になるかは、最高裁の判決を通じて、個人の財産から法人の財産権へと

⁵ その例は、ビジネスにおける新奇な実践、下級裁判所の斬新な判決、最高裁判所の少数意見である。

拡張され、また、有体財産から無形財産へと拡大された。このとき、経済学が対象とする「価値」もまた、現実には「物」の価値から「無形財産」の価値、つまり所有権という法律的基础によって成り立つ価値へと変化していったのである。

LFC では、この価値の進化をはじめ、諸習慣の進化を論じるときの視点は、権威や経済力といった「力 power」でみてより上位に位置する活動体が下位の活動体間で生じている慣習上の争いについて判断を下すという視点である。この視点を端的に表す言葉が「人為的淘汰」である(LFC, p. 376)。人為的淘汰とは、「目的」が伴わない「自然淘汰 natural selection」と対比され、市民や活動体がある目的をもって自然のものや社会的構築物である制度を選別し、コントロールしようとする試みである(*ibid.*)。IE の分かりやすい例えを借りてくると、人為的淘汰は「オオカミを犬に変え、自然の毒を薬に変え、悪い細菌を撲滅し、良い細菌を増やす」(IE, p. 636)。

この人為的淘汰の過程の最後に位置する最高裁は、どのような目的をもって、どのような思考方法で対立する諸慣習を淘汰してきたのか。最高裁は、公共目的に依拠する。この公共目的、すなわち「正義 justice」として、国富 commonwealth の増大のほか、倫理的な原理、例えば期待の保障、自由、平等な取扱いが挙げられる(LFC, pp. 327, 345, 351, 352)。この公共目的は、先験的に規定される目的ではない(LFC, p. 321)。公共目的の意味づけは歴史的に変化してきたし、とりわけ最高裁自身によって変化させられてきた。例えば、最高裁は自由の意味づけを身体についての自由から個人の財産についての自由、ひいては法人の財産についての自由へと拡大した(LFC, p. 325)。

最高裁は、大雑把にいうと自らの決定から帰結する公共への利益と不利益を比較考量するという思考方法で判決を作成する(LFC, p. 356)。より具体的に言うと、最高裁は、公共目的に見合うように、また、自らに内面化された習慣に強く影響されつつ、諸事実を分類し、異なる重みを与えるといった過程を踏み、最終的に、対立する諸慣習のいずれかを選択する決定を下す(LFC, pp. 349-51)。

最高裁は至高の地位にあり、公共目的の意味づけすら決定づける力をもつものの、決して社会から隔絶してはいない。というのも、裁判官たちは、「公共の利益の観点から彼らの意見を説明し正当化しようとして模索している」からである(LFC, p. 352)。この説明と正当化には、自らに内面化された「習慣」に自らの推論を照らし合わせるという作業が伴うはずである。これは、一般的には裁判官の「心証」といわれるものである。なお IE では、裁判官の「制度化された精神 institutionalized mind」は、知性と「習慣化された諸前提 habitual assumptions」から成り立っていることが明記されている(IE, pp. 697-9)。この習慣化された諸前提は、その時々支配的な慣習から強く影響を受けている。こうした理由から、最高裁自体も社会の進化する諸慣習に影響を受けている。

LFC が制度（慣習）再編を論じるときの視点、すなわち、より上位の権威や権力者が下位のあいだで生じている紛争に判断を下すという視点は、1927年草稿にもそのまま継承されている。

1927年草稿では、取引において生起する紛争として以下の4つのタイプが想定されている。

・・・売買交渉取引から生起するすべての経済紛争は、3つの見出しの下に分類されるであろう。それは、交渉力、サービスの価値 [つまり機会]、そして、サービスの費用 [つまり競争] である⁶。その一方で、管理取引および司法的取引 *judicial transaction* において次の見出しの下に置かれるであろう。それは、幹部または裁判官が下位者に対して有している権限の範囲である。(1927年草稿, ch. I, p. 26)⁷

各種の取引において生起した紛争をより上位者が解決するという取引を意味する司法的取引は、以下のように説明される。

ある決定が裁判官ないし仲裁者によってなされるとき、その決定は、服従を要求する命令のかたちをとる。この命令は、先に述べた代替的な集団的行動によって強要される。その集団的行動とは、すなわちわれわれが処罰と呼ぶものであるが、しかし、服従するよう刺激を与えるという観点では、拘束と名付けられる。(1927年草稿, ch. I, p. 25)

裁判官ないし仲裁者は、過去の司法的取引で決定されてきたワーキング・ルールに服従するよう取引当事者たちを拘束する「第五者」として売買交渉取引および管理取引に潜在しており、もしある当事者がルールから逸脱したならば、あるいは、もし当事者間で紛争が生じたならば、命令を下す者として顕在化する(1927年草稿, ch. VI, p. 28)。このように1927年草稿では紛争解決の方法としてもっぱら法の上位者による命令のみに焦点が当てられている。くわえて、1927年草稿は、経済紛争において裁判所がどのような倫理上の争点に注目しているのかを明快に示した。

[利害の対立が生じるのは] 制限された機会への接近をめぐる競争のせいであり [交渉] 力を行使する際の個人間の不平等のせいである。これは、ルールの集団的運用と紛争についての決定を通じた、利害の倫理にかなう調整である。そして、この調整から生まれるのは、現行の、しかし変化する理想である。その理想とは、平等な機会、公平な競争、交渉力の平等である。これらは、適正な慣行と適正な価格の問題を構成しているのであり、この問題は経済と倫理が複合する問題である。(1927年草稿, ch. VI, pp. 28-9)

⁶ IE が売買交渉取引における「機会」と「競争」をどのように捉えているかについては、北川・井澤(2016)を参照のこと。

⁷ 原文のイタリック体は**太字**に、頭文字が大文字にされている用語には傍点を付した。草稿から IE への加筆・修正箇所には下線を引く。[] 内は IE で削除されている草稿の文言。[] 内は著者による補足。引用文の斜体は著者による強調。以下同じ。

以上をふまえて、本節が強調したい点は、以下の 2 点である。まず、繰り返すように、LFC および 1927 年草稿では制度（慣習）の再編を論じるときの視点は、より高い権限や権力をもつ活動体が下位の活動体間で生じている慣習上の争いについて判断を下すという視点である。次に、LFC および 1927 年草稿は、経済学的な価値、すなわち希少性価値および効率性価値とは異なる倫理的な価値⁸が制度再編に及ぼす影響を重点的に論じている点である(LFC, ch. IX “Public Purpose”)⁹。最高裁は、経済主体の期待のさらなる保証、自由の増大、より平等な取扱いといった倫理的な価値をもつ帰結を目指して制度を再編する。前者の視点、すなわち、上位者による経済紛争の権威的解決という視点は、IE において加筆されている「共同交渉システム」による制度再編の議論にみられる視点とは異なっている。その一方で、後者の強調点、すなわち経済学的価値とは異なる価値が制度再編に影響を及ぼす点は、「共同交渉システム」においても強調されている。

3. IE にみられる制度再編の方式

本節では 1927 年草稿から IE にかけて加筆された箇所にもみられる、1927 年草稿までとは別の制度再編の方式を明らかにする。

IE 第 10 章第 7 節第 6 項「労災と失業——保険と予防」では、1911 年ウィスコンシン州労災予防法および 1932 年同州失業補償法の成立までの過程と成立後の管理運営を論じながら、「共同交渉システム」を描き出している。このシステムは、ウィスコンシン州産業委員会、経営者団体代表、労働組合代表の三者が専門的でありしかも利害の絡み合うワーキング・ルールを迅速に変更する仕組みである。しかも、変更の手続きにおいて折衝し妥協を図ることによって変更後の制度の受容可能性と実行可能性を高めることが企図されている。すなわち、このシステムでは、単にルールを変更するだけでなく、彼らが変更内容に納得し、変更後の制度を共同で積極的に管理運営するという同意を形成することも企図されている。以下では、労災を補償するための保険と労災を予防するための取組みを組み合わせた「労災予防・労災保険」制度の成立過程と管理運営に簡単に触れながら、この共同交渉システムがどのように機能するのかをみていきたい。

1900 年代から大企業は頻発する労災を予防するために安全技師を雇い入れるようになった。その理由は、労災を予防する活動の中で労働者を闘争的な労働組合の側から自らの側に引き寄せることができたからであり、しかも、企業は生産費や保険料を増加させずに、ときには減少させながら、そのような労使協調の効果を得ることができたからである(IE, p. 888;

⁸ 本稿において、「価格」ないし「専有的希少性価値」と明記していないときの「価値」は、他の価値、例えば効率性価値、正義、期待の保証、自由、権力といった経済的、政治的、倫理的な「諸原理」を内包する、より広範な意味での価値であるとする(IE, pp. 207, 213, 683-4)。

⁹ 制度再編に政治的価値、すなわち権力がどのように関与するかは、IE (pp. 749-61 “Politics”)において描かれている。

Commons 1950, pp. 278-9, 邦訳 313-5 ページ; 上野 1997)。コモنزは、鉄鋼産業における工場の安全や労災を調査するなかで、1907年にUS スチールの安全技師からこの活動をつぶさに聴取した。1910年にウィスコンシン州マクガバン知事から法案の作成を要請されたコモنزは、アメリカ労働立法協会 AALL と協力し、また、ウィスコンシン州の労働組合や経営者を議論に参画させながら法案を作成していった。この法案にはコモنزによる制度的革新が含まれていた。それは、安全法と労災補償制度を結びつけたことである。労災補償制度は任意加入の相互保険であり、ある加入雇用主の職場における労災発生が少なければ、その分だけ次期の保険料が引き下げられるという仕組みになっていた。保険料すなわち費用を引き下げたいという動機で安全の向上を図るといふ、雇用主に対してインセンティブを与えるこの仕組みのもと、産業委員会の「安全専門家 safety expert」は、追加的費用や産出への悪影響なく企業が実行できる労災予防策を発見することに努め、かつ、工場捜査官としてというよりもむしろ工場の管理者、技術者、労働者に対して継続的に助言を与える者としてふるまった。安全専門家の助言、教育、全州での大々的な安全向上キャンペーンの効果によって、労災による死亡者数がある5年間で61%減少したほか、労使間の信頼が醸成されたり、工場の効率性が向上する例があったという(Harter 1962)。こうした、「強要」ではなく「誘因」にもとづく制度を設計したことは、コモنزが労災予防という課題について成し遂げた制度的革新であった。

この制度は産業委員会の管轄下に置かれた。なぜ、工場の安全を高めるには議会による立法および法改正と行政府による執行という従来のやり方では不十分であり、委員会を中心に据えたシステムが必要とされたのか。その理由は、技術の急速な発展とそれに伴う専門性の急激な高度化である(Harter 1962, p. 100)。労働現場での危険を排除するための既存の法律では、求められる安全装置や安全規則、予防措置が明記されていなければならなかった。技術が急速に発展するなかで、そのような法律はすぐに時代遅れになったが、技術の発展に合わせて迅速に法律を改正することはできなかった。その理由は、例えば、生産費の増加を恐れる雇用主が法改正に強固に反対したからである。しかも、急速に技術が発展するなかで安全を高めるには高度な専門性が必要とされるが、その専門性を法律家や立法者は有していなかったからである。この立法府および行政府の方式がもつ限界と比べて、産業委員会は、法律に準ずるワーキング・ルールを以下の手続きで改正するから、高度な専門性を発揮でき、迅速にルールを改正でき、しかも、その改正手続きの中で利害をより上手く調整することができた。

産業委員会は、その委員と専門調査員からなるだけでない。産業委員会によって任命される「諮問委員会 advisory committee」もそれに含まれる。諮問委員会には、「雇用主、従業員、医師、技術者、建築技師、経済学者など総勢 200 名ほどがいる。健康状態をはじめ安全、事故の補償、児童労働、それに労働時間が調査され、事実認定され、結論が出されている」(IE, p. 717)。諮問委員会は、「すべてのルールと規制を起草し、安全法の長文で詳細にわたる条項を雇用主と従業員のために解釈し、さらには、[ウィスコンシン] 州の雇用主を

安全法の管轄下に自発的に入るように教え諭す。[産業]委員会自体は、実際には、規制権限をもつ機関にすぎないのであり、諮問委員会の『提案』に合法性を与えるものである」(IE, p. 848)。諮問委員会の提案に基づく産業委員会の指令案は、反対意見をあぶりだすために公聴会にかけられる。公聴会では、例えば雇用主が産業委員会に修正を求めることができる。

こうした手続きを経て最終的に発せられる産業委員会の「指令 order」は次のような利点を有していた。「指令は、雇用主と労働者の共同行動によって起草されたのであり、諸産業の科学技術に疎い法律家や立法者によって起草されたのではない。この指令を、もともとその指令を考案した委員が、さらなる経験を積んだ結果として、改定することができた。何よりも指令は、雇用主と労働者の双方にとって実行可能 *workable* であり、受容可能 *acceptable* であった」(IE, p. 857)¹⁰。

諮問委員会の委員は、「資本」と「労働」を代表するのであり、「官僚的なやり方や公務員試験の方法で州委員会によって選出されるのではなく、組織された利益団体自らによって選出される」(IE, p. 848)。しかも、このシステムに関わる州職員は、資本と労働という対立する組織の共同行動によって實際上指名されるため、「彼らは両陣営からの信頼を得ている。州職員は、上位機関である州政府から派遣された強制力を有す『仲裁人』としてではなく、自由意志を有す『調停者』として活動する。その業務は、利害が対立している人たちを集めて、両者がそのようなものであると認識する『事実』に基づき、それに関して両者が『ワーキング・ルール』を起草するのを手助けすることである。このワーキング・ルールに従って、個人として彼らは別個に動かねばならない。このワーキング・ルールは、調査と経験がさらに重なれば随時変更が可能であるから、これは、利害の衝突が続く限り、調停を途切れることなく継続していくシステムであって、独裁的なシステムではない」(IE, p. 849)。このシステムに関与する者たちの選出方法に注目すると、このシステムは、「裁判所への訴えを伴う官僚的な委員会によって管理運営される単なる制定法として理解できるものではなく、「自発的な集団交渉システムである」(IE, p. 852)。この共同交渉システムは、統治機構という性格を有すると同時に、「民間の自発的な諸結社による連動した行動」の性格も強く有している(*ibid.*)。本節でいうと安全法がこのシステムの裁量の範囲を定めているのであり、このシステムに実効力を付与する「授権法 *enabling act*」として機能している。

IE の時点で約 20 年間こうしたシステムが管理運営されるなかで、対立する利益団体間で相互理解が進み、かつ、共有信念が形成された。相互理解とは、相手側を駆り立てる動機を認識し、自らの側の目標、あるいは、このシステムの目標を達成するために利用することである(IE, pp. 859-60)。労働組合の動機は、賃金の向上はもちろんのこと、安全や雇用保

¹⁰ コモンズが対立する利益代表がいずれも参加すること、及び、双方にとって実行可能なルールを模索することの重要性を強調した理由は、以下の 2 点である。第 1 に、アメリカの労働運動史において労働者の意向を一方向的に押し通そうとした試みが失敗したからである。これは「協同」と分類される集団的行動であり、複数の利益代表が参加する「集団的交渉」と明確に区別される(IE, pp. 756-7)。第 2 に、単一の利益代表の意向を押し通す試みの極地が共産主義であり、ファシズムだからである(IE, p. 756)。

障といった福利厚生の上昇である。企業の動機は利潤の追求である。一方で、労働組合はインセンティブを与える制度に企業を引き込んで企業の利潤動機を福利の上昇と結びつけようとし、他方で、経営者団体は、従業員の望む進歩的な雇用環境を提供することによって効率性の向上や労使協調を達成しようとした。こうした相互理解と相互利用を基盤として、共有信念が形成された。それは、ワーキング・ルールの制定ないし改正について両者の間で折衝と妥協を経て合意が形成されたならば、両者は共にこのワーキング・ルールを管理運営するという共有信念である。この信念は、新たなルールが形骸化するのを避け、新たなルールの実効性や浸透を担保している。

(1) 共同交渉システムにおける主権

以下ではこの共同交渉システムを主権の観点からまとめ直すことによって、1927年からIEにかけて新たに焦点が当てられた制度再編の方式における主権の役割を明らかにしたい。共同交渉システムの構築と管理運営に焦点を絞ると、主権は以下の2つの役割を担っている。

まず、「調査 investigation」である。主権は調査を通じて、現実に機能している進歩的なビジネス慣習や労働慣行を発見する。進歩的な仕組みとは、より公共目的にかなうもの、例えば、効率性を向上させる、雇用を安定させる、安全を高める、または、価格を安定させることに寄与する仕組み、あるいは、「適正さ reasonableness」を支える仕組み、すなわち折衝者間の交渉力の平等、公正な競争、機会の平等を支える仕組みである。

次に、主権力の付与である。主権は、利害関係者たちを巻き込みながら調査によって得られた着想を共同交渉システムとして制度化する。このように主権は、社会統治、すなわち秩序を維持し、公共目的を達成する活動に民間団体を組み込む。この共同交渉システムは、先に述べたように利害関係者たちの自発的な折衝を根幹に据えており、したがって、主権は、このシステムに裁量権と実効力をもたせるために、主権力の一部を付与する。次の引用文は、2つのことを示している。まず、このシステムにおける「法」ないし「ワーキング・ルール」とは自発的に折衝に加わっている利益団体間の「協約 agreement」のことである。次に、主権がその力の一部をこの協約に授与する目的は、私的な集団的行動を社会の富の増大、言い換えれば効率性の増大に結びつけることである。

・・・ウィスコンシン州の労災法および[1932年]失業法は、組織された利益団体の自発的**代表制**の、主権論への編入である。これは、一昔前の個人主義の理論と際立った対照をなしている。というのも個人主義理論は、消費者について言えば一種の大権力者のような主権者を描いており、そうした消費者は、法に服するとはいえ、未組織の生産者から切り離されていた。この旧来の理論は、「多数決」であろうと組織された少数派が決める方式であろうと、結局は独裁に行き着く。

しかし集団的交渉における組織された利益団体の自発的**代表制**は、それぞれの団体

が自分たちのリーダーを選出しているのです、双方ともに、相手側を行動に駆り立てる動機の認識を必要とする。その意味することは、いまの場合でいうと、法人という目下のところ支配的な集団行動では、利潤動機の認識であり、社会全体の福祉を向上させるための方法としてそのような動機を**利用**することである。・・・ウイスコンシン州法に体现されているこの理論は、*自由意思に基づいて合意された協約に主権力を付与すること*であり、そうする目的は、個人的行動をコントロールする集団的行動によって社会の富を増進させることである。この結合した集団的行動こそがまさしく法である。そしてその管理運営は、ワーキング・ルールに則る経営者の個人的行動によってなされる。このワーキング・ルールは、経営者と労働者が州の産業委員会と協力して練り上げていく。／このような集団的な見方をとれば、適正さとは、理想主義という実行可能なものの中で最善のものとなる。(IE, pp. 859-60)

このように、1927年からの加筆箇所において描かれている主権は、複雑化し頻発する経済紛争を解決するための民間の活動体間の交渉を、その帰結である合意と管理運営が公共目的にかなうであろうと期待される限りにおいて、制度化できるよう支援する。主権は、諮問委員会という機関を利用して実効性のある共同交渉システムの組織化を促すという方法で、社会統治を担うように民間の活動体を誘導しようと試みたのである。

(2) 民間の活動体が参加する理由

民間の活動体がこの共同交渉システムに進んで参加した理由は何か。それは、以下の3点である。第1に、権限を得ることができる点である。民間の活動体は、交渉の帰結であるワーキング・ルールを裁量をもって実効的に管理運営できるように統治機関から主権力の一部を与えられる。IEにおける「制度」の定義に基づいて言いかえると、民間の活動体は、主権が関与する上位の制度に参加することによって自らの力を拡大させるのである。

第2に、このシステムに参加している限り、計画化された活動が正当化ないし許容される点である。例えば、復興法体制下で公正競争規約を作成した産業は、実質的に反トラスト法の適用から免れることができた。その規約に従いながら、企業は高度に計画化され安定化された生産を続けることによって将来を見通すことができた。

第3に、このシステムに参加することによって生産費削減、雇用の安定化、安全の向上といった動機を満たすことができるからである。このうち生産費削減について、コモンズは共同交渉システムの効果を力説した。

こうした2年にわたる安全推進活動が経営者に示したのは、旧来の個人責任の法のもとに留まるよりも、新しい法のもとに入った方が**もっと得**になり、それと同時に、彼らが労災を防止することで安全精神の一部になるということであった。さらに示されたのは、労災を防止すれば、労災補償法が規定するように労働者に給付金を支払うため

の負担を背負うのは誰一人いないし、まして価格を引き上げることで消費者に負担を転嫁することもないということである。言い換えると、訴えかけは、新たな種類の「効率性」に対してなされたのであり、それは事故を防止する際の効率性であった。そうすることで経営者は生産費を減少させることができるし、その結果、価格を引き上げる必要もないのである。(IE, p. 857)

以上3つの理由から、民間の活動体は「自発的に」このシステムの立ち上げに参画し、そのまま交渉、妥協、管理運営のシステムに関与した。

(3) 適正さの2つの意味づけ

これまでみてきたように、LFC および 1927 年草稿において焦点が当てられている制度再編の方法は、競合する制度を司法府が人為的に淘汰するという方式であり、その一方で、IE においてそれに並んで強調されている制度再編の方式が、主権と民間の活動体が協力しながら共同交渉システムを立ち上げ管理運営するという方式であった。IE によると、それぞれの方法によって実現される「適正さ」は異なっている。

こうした実践は、認めざるを得ないことではあるが、裁判所が判決を下すにあたり、**慣習**が「適正である」と意味しているものと常に一致している訳ではない。裁判所は、「通常のもの ordinary」であれば何でも「適正である」と想定し続けるのが一般的である。裁判所にあっては、「慣習」は、**実行可能なものの中での最善のものではない**のだから、慣習とは、一方では、誰の目にも明らかな効率の劣っているものや愚かしいものであり、もう一方では外れて有能で効率的なものである、というその間に存在している1つの**やり方**というものである。何度も観察を繰り返したあとで筆者が推測するに、経営者と労働組合員のほんの10から25パーセントの人たちだけは、慣習が「通常」として意味するこうしたことの上を行っており、残りの75から90パーセントの人たちはその水準以下である。このことによって意味されるのは、経営者と労働組合員の10から25パーセントに人たちが、自分から進んで自分以外の人の福祉を増進するために、より多くのことをなす、と期待される。これに比べれば、強制をはじめ、州政府によるものであろうと民間の集団的行動によるものであろうと、あらゆる種類の強制から期待できる最善のものは、それに及ばない。(IE, p. 860)

このように、裁判所による人為的淘汰は通常という意味づけでの適正さを社会にもたらす一方で、共同交渉システムの立ち上げと管理運営は、局地的な慣行としてみられた「実行可能なものうち最良のもの」という意味づけでの適正さを共同体全体において制度化するはたらきをもつ。

1911年安全法が成立するまで、安全についての「適正な」標準は、前者の意味、すなわ

ち「通常人の」標準を表していた。これでは、現状の労災件数を減らすための有効な規制を行うことができない。なぜなら、当時、経営者が「通常人の」注意を払うだけでは、職場に満ちていた危険を排除することができなかつたからである。その一方で、もし委員会が指令する安全の標準が「適正な」標準でなければ、「適法手続」なしに企業の財産を奪うという理由から、適正さの文言を欠いた新法はいずれ裁判所によって違憲判決を下されるであろう。1911年安全法の起草段階において、コモンズの教え子であるフランシス・バードは、この困難を克服する解釈上の革新をもたらした。バードは、次の文にみられる意味での適正さへと、適正さの意味づけを変更することによって高い安全標準を企業に課すことを合憲化するという発想をもった。それは、すなわち、産業または雇用主の本質 nature が適正に許容する reasonably permit なかで最も高い水準の安全である。

この点で [ウィスコンシン] 州の成文法やコモン・ローは、適切さの意味が単に変わるだけで、変化していた。「通常の」安全とは、安全性が最も高いものと最も低いものとの間の意味として解釈されるが、そうではなく、「適正な」安全とは、今や、最良の企業で現に実践されている事故防止の最も高い段階を意味するものとなった。実施不可能な多くの成文法が 30 年という期間にわたって産みだされてきたが、しかしそれらに代わって、安全が意味する内容は拡張され、このため [安全] 調査は、工場自らの手で、実行可能な上限がどのようなものなのかを見つけねばならなくなった。しかもその上限とは、組織のなかで一番「社会に関心がある」優れた人たちが、生命をはじめ、健康、安全、快適さ、良識、そして道徳に適った幸福のために、既に手際よく実施しているものであった。その結果、憲法違反の問題は、こうした点に関する産業員会の命令に対して一つも起きなくなった。というものの産業員会の命令は、経営者と労働者、それに専門家によって構成される諮問委員会が起草しているからであり、最善の実行可能な手段と装置について知識があったからであり、明らかに「適正な」ものであったからである。(IE, p. 861)

この引用文は、先に述べた適正さの解釈を斬新に変更するのにくわえて「適法手続」を遵守することによって違憲判決を回避することを示しているのみならず、次のことを示している。すなわち、共同交渉システムは、利潤や効率性の向上といった経済学的動機を満たし、かつ、政治的な力がぶつかりあう闘技場であるだけでなく、「良識」や「道徳にかなった幸福」といった倫理的原理にもとづいてもいることである。それゆえ、共同交渉システムが創造し修正していくワーキング・ルールは異質な諸原理、すなわち経済学的な原理、政治的原理、倫理的原理が調整された結果を表現している¹¹。したがって、このワーキング・ルール

¹¹ コモンズは、異質な諸原理の調整についてここまで明記していない。しかし、彼はワーキング・ルールについて以下のように論じているので、経済学的な原理以外にも注目しているのは間違いない。

に則る適正な行動もまた、これら異質な原理を縮約している。

4. 制度再編の別の方式が提示された理由

(1) 全体主義の回避

1929年ニューヨーク株式市場の株価大暴落に端を発する世界大恐慌から脱却するために、各国は「管理された回復」に乗り出した。コモンズがIEに共同交渉システムの詳細な説明を加えた理由は、ファシズムや共産主義とは一線を画す管理された回復のあり方を示すためであった。IEによるとファシズムを阻止する防衛線は立法府を存続させることであり、そのための方法は、委員会を活用して立法府の機能不全を解消することであった。

・・・議会には十をくだらない相反し重複する利害が存在している。／だがアメリカの〔州の〕立法府と連邦議会は、今日の複雑な利害対立が要求する行政上の細目から解放されるすべを身につけつつある。鉄道・公益企業委員会、税務委員会、産業委員会、市場委員会などが設立され、鉄道会社と荷主、使用者と雇用者、納税者等級、あるいは競争する大規模事業者と小規模事業者との紛争に対処している。

こうした委員会は準立法機関であり、たいへん有効に機能する場面では、対立する経済的利害の代表制度を諮問委員会として設置していることがわかる。これはムッソリーニのファシスト法人に奇妙なほど似ている面があるが、利害関係者が自発的に参加し、自分たちで代表を選ぶ点が異なっている。ムッソリーニの場合、参加は強制であり、代表者を選ぶのは当のムッソリーニである。

こうした気の遠くなるような細かい作業から解放されることで、今日の議会は相対立する経済的利害を代表しているにもかかわらず、いやそうであるがゆえに力を発揮できる領域に自らを限定することを学んでいる。力を発揮できる領域とは一般的法律と行政の一般的基準にかかわる領域である。こうした一般的な規則は、相対立する経済的利害どうしの妥協の問題であり、膠着状態は単に妥協を先送りするだけである。他方で準立法的行政機関は従来通り、政策上の細かい問題への対処と政策の遂行を続けるのである。(IE, pp. 900-1)

このように、立法府の役割は、自発的結社を認可、保護し、あるいはその団体に権限を与

〔ワーキング・ルールという名は〕経済、政治、倫理をめぐる状況の進化に適応するので、その特徴が一時的なものであり、かつ、変化することを示している。(IE, p. 705)

適正価値とは、変化する政治的、道徳的、経済的状況と人格すべてを考慮して何が適正であるかについての進化的な集团的決定である。(IE, pp. 683-4)

えることであり、自発的団体の役割は、諮問委員会に自らの代表を送り込んで複雑な利害対立に自ら対処することである。立法府と自発的結社は、経済調整について自らが有効に機能できる領域に自らの活動をとどめながら、しかも、委員会を媒介として連動していることが肝要である。

LFC および 1927 年草稿において、コモンズは制度再編に裁判所が卓越した役割を担っていることを強調していた。それでは、大恐慌期、コモンズは裁判所についてどのような見方をしていたのか。彼は、経済調整に対して裁判所が果たす役割に留保をつけている。そのことは、IE の中で 1928 年以降、1933 年までに書かれた箇所から分かる。IE (pp. 773-88) 「希少性、豊富性、安定化—経済的段階」と 1928 年草稿の対応箇所(Commons 1928, r. 13, s. 193-5)を比較すると、以下の引用文のうち下線を引いた部分が加筆されていることが分かる。なお、この引用文は、裁判所が、売り手が提示する不当に高い価格のみならず、買い手の賃金ダンピングを他の取引参加者の「機会の不平等」につながる不正として認めたことについての、コモンズの評価である。

こうして、最高裁判所は、大衆と立法の、差別的取扱いの意味づけの変化に約 15 年遅れた。そして、これは、一般的に、裁判所の慣習的遅れ customary lag として考慮に入れられるかもしれない。

差別待遇の意味づけに関する、コモン・ローの遅れに関する上記の説明は、一般運送業者として知られているものだけに当てはまるのではない。・・・

こうして、争いの決定によって法を作るこの過程は、遅れをとめないながら、変化する経済的状況と正義と不正義という変化する倫理的意見に適合した。・・・グッド・ウィルの概念は、裁判所によって構築されたように、希少性の原理にもとづく。その原理は、機会は限定され、かつ、マージンは乏しく、それゆえに、各競争者は自らの現在の顧客と自らの現在の通商割合を維持する努力をしなければならないという前提をもつ。これが、現代の「ビジネス倫理」の一部になった。それは、価格ダンピングが顧客にとって良いことではないという理解を内包している。このビジネス倫理は、争いの決定によって法を作るコモン・ロー方式によって、多かれ少なかれ「不文」法に変換される。
(Commons 1928, r. 13, s. 193-5; IE, pp. 787-8)

この加筆箇所から以下の 2 点が示唆される。第 1 に、コモンズが、「ビジネス倫理」に裁判所が大きく遅れをとっていることを強調した点である。第 2 に、彼が、政治経済の安定化に寄与するワーキング・ルールを構成する民間の活動体を、安定化の意志的な担い手として積極的に評価しようと試みた点である(cf., IE, pp. 902-3)。ビジネス倫理や「共存共栄」政策といった、価格ダンピングを回避する協定を意味する語句自体は 1927 年草稿においても登場するものの、裁判所の遅れと対比させながらその先行性を強調した記述は草稿にはない。政治経済が激しく動揺した時期、コモンズの関心は、制度形成が的確であり迅速である

か、及び、その執行が時宜に適っているか、それらを叶える仕組みとしてどういったものが望ましいのか、に注がれていたように見える。だからこそ、コモンズの眼差しは裁判所から若干離れ、委員会と自発的結社からなる共同交渉システムに向けられたのである。

このシステムは、1900年代以降、ウィスコンシン州から諸州に広がりを見せ(北川・井澤 2016)、ひいては、前期ニューディールにおける「復興法体制」として連邦レベルで構築されるに至った。1933年の「百日議会」において5月に農業調整法が、6月に全国産業復興法 NIRA が可決された。とりわけ、NIRA にもとづく「復興法体制」は、前期ニューディール政策の基幹をなす仕組みであり、産業ごとに利益団体に、数量割当、価格割当、最低労働条件、団体交渉権などを織り込んだ「公正競争規約」を策定させ、それを政府が授権し、産業に自主的に実施させるという価格・購買力支持政策であった。

IE は、これらは「適正な交渉力」という教義が広がりを見せる過程の最終局面であると評価した。

労働組織は、真っ先に、集団的活動によって、適正な交渉力というこの最新の教義の方へ動き出した。なぜならそれらの組織は、真っ先に、仕事の数が限られていることに、またその結果としての差別的待遇や破壊的競争に危機感を感じていたからである。・・・

[適正な交渉力の教義の射程が労働組織に始まり公益事業、製造業、銀行業へと広げられていった過程の] 最後に、連邦政府は、自らの全国産業復興法を、また農業調整法を通じて、大統領指揮下の法律や規制でもって、集団的活動による適正さの教義を、実際上すべての製造業者および農業経営者に対して大規模に拡張した。 (Commons 1928, r. 13, s. 82; IE, pp. 345-6)

この引用文から、私たちは復興法体制という管理された回復のやり方にコモンズが若干なりとも期待を抱いていたと感じとることができるのではないだろうか。というのも、この方式は、ウィスコンシン州における共同交渉システムの全国版とみなすことができるからである。実際、復興法の策定過程においては、産業団体と労働組合の双方が強く関与し¹²、しかも、IE が脱稿した 1933 年 11 月は、多数の国民の支持を集めた「青鷲運動」¹³の盛り上がりからいくばくも無い時期であった¹⁴。

¹² 例えば、全国産業復興法第 7 条(a)項には労働者の団結権および団体交渉権が示されている。しかし、この項は多義的に解釈できるものであったため、政策の実施段階において十分な実効力を発揮することはなかった。詳しくは、紀平(1993)を参照のこと。

¹³ 青鷲運動とは、週 40 時間労働と 12 ないし 13 ドルの最低賃金への賛同を求めた政府主導の運動である。この条件に沿う企業は青鷲標章をつけることができる一方、賛同しない企業に対しては、大衆の不買運動などの経済的・倫理的制裁が加えられた(新川 1973, 102 ページ)。

¹⁴ しかし、この体制の実質である公正競争規約の策定と運営においては、全国復興局 NRA が労働組合や消費者団体を十分に支援しなかったこともあり、一方的に権力を握ったのは資本であった(新川 1973, 120-1 ページ)。

ただし、IE (ch. XI)には、こういった大規模な社会実験に対する手放しの称賛ではなく、それがもつ若干の危険性を匂わせる記述がみられる。

アメリカ資本主義は、経済計画評議会 Economic Planning Councilの姿を装ってファシズムに動いているかもしれない。(IE, p. 902)

コモنزは、管理された回復の方式としてアメリカ合衆国が取るべき方式は、あくまで自発的に組織された結社が自発的に参加する共同交渉システムであると考えていた(IE, p. 900)。コモنزは、このシステムが参加を強制されるファシズムのコーポラティズム¹⁵とは自発性という点で一線を画していることを強調するために、そして、この自発性が全体主義化に対するアメリカ合衆国の防衛線として守り抜かなければならないことを強調するために、共同交渉システムを丁寧に書き込んだのであろう。

(2) 失業補償法の成立

コモنزが1927年草稿からIEにかけて共同交渉システムの詳細な説明を加えたもう一つの理由は、1932年ウィスコンシン州失業補償法の成立過程¹⁶をみてこのシステムの有効性について信頼を深めたからであった。

コモنزらの失業保険法案はヘンリー・ヒューバー州上院議員によって1921年にウィスコンシン州議会に提出された。この「ヒューバー法案」は、労災予防法を失業予防に応用させたものであった。この法案は、産業ごとの共済保険制であり、雇用主が毎月の保険料を失業補償基金に積み立てる雇用主単独拠出制であった。失業予防は、もしある雇用主が解雇する従業員数を減少させたならば、その雇用主の保険料が引き下げられるという仕組み、つまり「経験料率」によって成り立っていた。この法案は1920年代のすべての会期において州

¹⁵ ファシズムのコーポラティズムは、サンディカリズム（組合主義）とも言い換えられる。

「サンディカリズム」という用語はフランス語由来であるが、単に「組合主義」を意味している。雇用主と銀行家の組合が、雇用主シンジケートであり銀行シンジケートである。労働組合は労働者シンジケートである。しかし歴史がシンジケートという語の意味を変化させた。・・・イタリアにおいてサンディカリズムは、私有財産と独裁者の至上性を支えるために政府によって組織される愛国的サンディカリズムを意味するようになった。(IE, p. 883)

当時のイタリアでは、雇用主のサンディカリズム、銀行家のそれ、労働者のそれが生じていた。コモنزのいう共同交渉システムを構成する団体との違いは、引用文中で明記されている通り、「政府によって組織され」、したがって自発的団体ではないという点である。コモنزが「共同交渉システム」を丁寧に描き出した理由は、第4節に示した理由以外に、アメリカがこのサンディカリズムに覆われるのを避ける方法を示すためでもあった。

¹⁶ 本節はIEおよび佐藤(2008)に依拠しながらこの失業補償法の成立過程をみていく。

議会に提出されたものの、この時期は好況であったために全て廃案になった。

1929年に始まる大恐慌によってウィスコンシン州経済は悪化の一途をたどった。この情勢下で失業補償の仕組みは、失業者の救済と失業の予防にもとづく景気回復という見通しの中で議論されるようになった。

蔓延している失業の恐怖に便乗しているが、しかも世間の人たちも経済学者もそろってこれほどまでに深刻に考えることは以前ではなかったが、ウィスコンシン州の法律がこの災難を明確に経営者に悟らせようとするものである。というのも経営者は、最初の段階で、失業に対して責任をもつべきだからである。(IE, p. 858)

失業補償法の好機が到来したとみたコモンズは、法案の作成を教え子でありウィスコンシン大学教授になったポール・ラウシェンブッシュに法案の作成を委ねた。ラウシェンブッシュらの案は、ハロルド・M・グローブス州下院議員によって1931年に州議会に提出された。この「グローブス法案」は、ヒューバー法案よりも雇用主に受け入れられやすい内容であった。具体的にいうと、まず、産業別ではなく企業別勘定の採用である。これは、雇用主が自らの従業員の解雇のみに責任を負う仕組みである。次に、拋出率の上限を定めたことである。これは、経験料率の変動幅が制限されるということであり、したがって、失業の予防を強く意図したヒューバー法案の仕組みからグローブス法案は若干の距離をとったことを意味する。

しかし、ヒューバー法案の企業別勘定の有効性に対してやはり雇用主責任が限定されるという理由から疑義をもつウィスコンシン州労働連盟 WSFL は、産業別勘定の案を作成した。この WSFL 案は、ロバート・A・ニクソンによって同会期に提出された。

議会より法案の準備を任された暫定委員会には、WSFL の代表やウィスコンシン製造業者協会 WMA の代表らが参加した。暫定委員会における論争のなかで WSFL は、失業補償法を成立させるためにはラウシェンブッシュらと妥協することはやむを得ないとして、ニクソン法案からグローブス法案の支持へと自らの立場を転換させた。雇用主の意見を代表する WMA は、立法自体に強固に反対し続けた。この意見は、暫定委員会の報告書において少数意見として記された。

1931年の特別会期においてグローブス法案が再提出され、公聴会が開始された。この時点で雇用主の一部は、もはや失業補償法の成立は避けられないと考え、雇用主の裁量権を可能な限り盛り込んだ法案を成立させようと画策した。この雇用主らは、いくつかの例外や付帯条件を盛り込むことを条件にラウシェンブッシュらと妥協し、グローブス法案の支持に回った。例外とは、例えば、自主的な失業補償プランを導入している企業にこの法律を適用しないことである。付帯条件とは、1933年6月1日までに20万人の労働者が企業の自主的な失業補償プランに包摂されたならば、この法律の発効自体がなくなるという条件である。

かくして製造業者協会は、法案には反対したが態度を改め、これとは別に提案されていた法案よりはましだとして、最終的には、この法案を受け入れた。これは、ウィスコンシン州労働組合連盟も同じであった。(IE, p. 841)

この修正されたグローブス法案は、下院でのさらなる修正を受けたいうえで 1932 年 1 月に成立した。成立した失業補償法は、産業別勘定ではなく企業別勘定を採用し、また、経験率料の変動幅を圧縮した点でコモنزが作成した 1921 年のヒューバー法案からずいぶん異なるものになった。というのも、成立した失業補償法は、雇用主に失業を予防するインセンティブを与える性格をヒューバー法案よりも弱め、失業した労働者に補償を与えるという性格が強調されているからである。しかし、失業補償法が被ったこうした修正についてコモنزが批判や不満を書いている箇所は IE にはみられない。それはどうしてなのか。その理由はおそらく、コモنزが法制化するときの評価基準が、自らのプランが法制化されるかではなく、法制化過程において共同交渉システムが機能したか否かであったからであろう。

コモنزは、共同交渉システムが、本節の場合では利益団体の代表からなる暫定委員会や公聴会といった法制化過程における協議の方式が、有効に機能したとみた。たしかに、「利害対立」という視点からみると、利益代表が妥協に至った理由は、労組にとっては大同団結することによって何よりもまず廃案を回避したかったからであり、雇用主にとっては、もはや成立が不可避であるとみて雇用主の裁量権を可能な限り盛り込みたかったからである。しかし、コモنزによると、この利害対立が妥協に至る過程を支えていたのは、共同交渉システムについての共有信念であったという。それは、ウィスコンシン州の政労使に共有された以下の信念であった。

まず、共同交渉システムがルールを制定しそれを管理運営する仕組みとして有効であるという信念である。次に、ルールについての妥協が成立した後は、関係者たちはそのルールの管理運営に積極的に関与するであろうという信念である。WMA に代表される雇用主、別の立場をとる雇用主、WSFL が、審議過程から離脱せず、最終的にグローブス法案の支持に回りその法制度を共同管理することに同意したという転換は、もちろん利害に関するそれぞれの思惑があつたことであるが、この共有信念があつたからからこそ可能であつたことでもあろう。

これら [ウィスコンシン州産業委員会、同州製造業者団体、同州労働連盟] 三者は、およそ 10 年から 15 年のあいだ共に労災予防法を管理運営してきた。実際に前提とされてきたのは、この三者が雇用保護と失業防止の法律を一丸となって管理運営することである。この前提はその法律に明記されていないけれども、結局、それが正しいものであつたと分かつた。・・・その認識は、対立と疑念のただなかにいる実務家の現実主義的な推論であつた。これらの前提は、ことの性質上、成文法の文言に書き込むこ

とができなかった。しかし、もしそれらの前提がウィスコンシン州で20年にわたって労働行政の「不文法」であり続けていなかったならば、この法律は制定されえなかったであろう。この新法を起草するなかでほとんどすべての点について、単なる科学者の疑わしい推論ではなく実務家の経験を通じて得た知見がこの新法の条項を決定づけた。

こうして、失業法自体は、・・・部分的には**授權法**であり、そこでは最低基準が定められていた。そして、この法律は、州委員会、州製造業者協会、州労働連合による失業法の**共同での管理運営**であるはずであったし、そのことをすべての関係者が期待していた。(IE, p. 848)

繰り返すように、コモンズがIEで丁寧に記しているのは、決して1932年ウィスコンシン州失業補償法が20年代初頭に作成した自分の案とどのように違うか、なぜ変わったのかについてでもないし、ましてや、その批判や不満ではない。むしろ、強い誇りを感じさせる文章で綴られているのは、次の2つである。まず、労災予防法の20年にわたる管理運営を通じて、共同交渉システムが有効に機能するという共有信念がウィスコンシン州の利益団体に根付いたことである。次に、失業補償制度の法制化という他州に例のない実験においても、この共同交渉システムが折衝と妥協の仕組みとして有効に機能したことである。この二つの出来事から、コモンズは、共同交渉システム自体をより深く信頼した。その有効性を読者に強く訴えかけるために、彼は、1927年草稿からIEにかけて多くの頁を割いてこのシステムを丁寧に記述したのである。

5. 制度再編の2つの方式の接合

IEは、ここまでみてきたように、主権に関わる制度再編について2つの仕組みを提示している。しかし、これら2つの方式がどのように関係しているのかという点については明示されていない。本節では、2つの方式を接合することによってIEによって示されている制度再編の全体像を示したい。本節は、この作業を通じて、IEが含意する社会進歩の構図、および、異質な諸原理が絶えずすり合わされていく流れを理解することを企図している。

2つの仕組みは、次の2つの観点をを用いて結びつけることができる。まず、上位の制度に参加する、あるいは、上位の制度に影響を及ぼす、という観点である。次に、上位の制度から下位の制度や市民に対して集団的な制裁や誘引を行使する、という観点である。

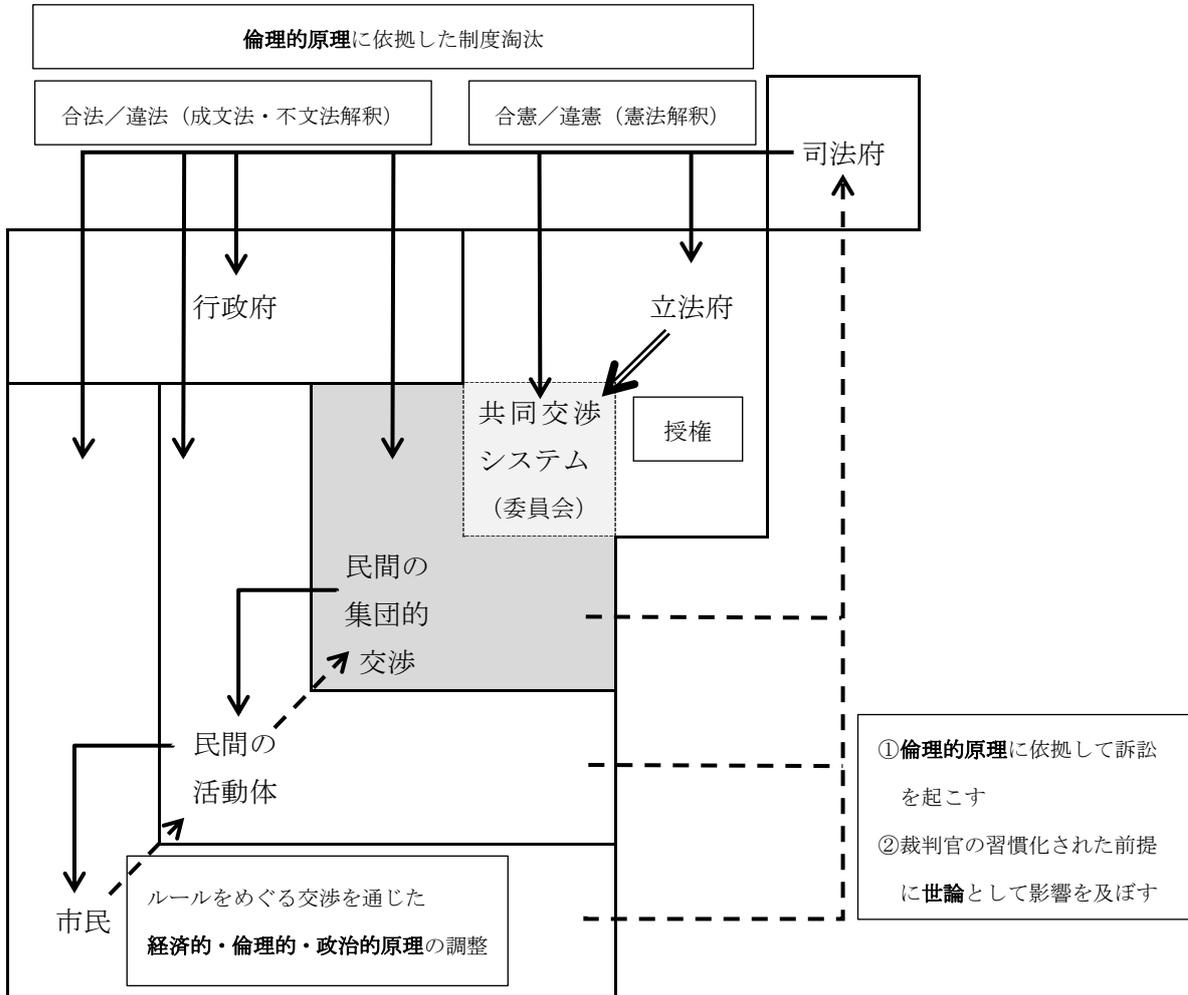
まず、前者の観点からみていきたい。コモンズのいう「市民」は、各種の活動体に参加することを通じて集合的力を獲得しようとし(LFC, pp. 105-6, 邦訳 134-5 ページ)、あるいは、集合的力を行使する際のルールを自らの都合で改変しようとする。市民を構成員として成り立っている民間の活動体は、お互いに結合することによってさらなる上位の制度を組み上げる。その例は、経営者団体、企業間協定、労働組合である(IE, p. 54, 70, 邦訳 88, 111 ページ)。対立する利益団体同士が制度を組み上げた場合、その制度は「集団的交渉 collective

bargaining」の制度と呼ばれる(IE, p. 759)。対立する利益団体が、全くの自発的にこの制度を組み上げることもあれば、委員会がこの制度を構築するよう手引きすることもある。後者が、これまで述べてきた共同交渉システムである。このように制度を組み上げる過程で経済学的、政治的、倫理的な諸原理が調整され、その帰結が諸々のワーキング・ルールとして表現される。

上位の制度に影響を及ぼすという観点からみると、上位の制度へのこうした直接的な参加だけでなく、以下の2つもまた、上位の制度に影響を及ぼす仕組みである。まず、訴訟を起こすことである。市民、民間の活動体、委員会、行政府は、訴訟を起こすことによって至高の制度、すなわち司法府に判断を仰ぐ。彼らは訴訟で倫理的原理に依拠することによって自らの主張を正当化しようとする。次に、裁判官の「習慣化された諸前提」には、世論をはじめ共同体のさまざまな慣習や過去の先例が投影されている。この投影は、いわゆる裁判官の心証形成にあたる。習慣化された諸前提は、異質な諸原則から成り立っている。それらの原則は、効率性および希少性への関心である「経済的前提」や保障、自由、平等といった普遍的な倫理的原理への関心である「倫理的前提」などとして習慣化された諸前提の複数の位相を構成する(IE, p. 698)。

次に、上位の制度から下位の制度や市民に対して集団的な制裁や誘引を行使する、という観点からみると、司法府は、そうして形成される習慣化された諸前提に基づいて事件の諸事実を重みづけ、評価し、そのうえで、事件に対して合法ないし違法、合憲ないし違憲といった判決を下す。その結果、その事件において競合している制度(慣習)が淘汰される。司法府は、複数の原理、とりわけ倫理的原理に則りながら一つの判決を形成し、その判決を下すことによって制度を淘汰するので、この人為的な淘汰にも経済学的な原理以外の原理が関与しているといえる。司法府から立法府に視点を移すと、立法府は、委員会という仕組みを通じて民間の活動体間の集団的交渉に主権力の一部を付与している。この方法によって立法府は民間の活動体に社会統治に寄与する活動をするよう誘引を与える。

図1 制度再編の2つの方式の接合



実線の矢印は、継続的活動体が自らの目的に沿って管轄下の制度を人為的に淘汰することを表す。その活動体が司法府、とりわけ連邦最高裁判所である場合、彼らは公共目的に沿って、すなわち倫理的原理に依拠しながら、管轄下の制度を淘汰する。

破線の矢印は、市民や活動体が、上位の集合的な権力を獲得したり、上位の活動体のワーキング・ルールをより自らの目的に沿うように改変するという思惑をもって、より上位の活動体に参加したり、影響を及ぼすことを表す。市民や下位の活動体が上位の活動体のルールを形成し参加する過程に参加したり影響を及ぼすなかで経済的、政治的、倫理的な諸原理が調整されてルールに落とし込まれる。

以上の記述を図示すると図1のようになる。この図から、以下の2点を視覚的に理解することができる。

第1に、参加、影響、強制、誘引からなる回路の中で、経済、政治、倫理的な原理が調整されてワーキング・ルールに落とし込まれていく様子である。この回路の中で整備されていくのが、政治経済の「適正さ」であり、具体的には、適正な価値をもたらす取引の三前提、すなわち機会の平等、公正な競争、交渉力の平等である。先の3（3）で述べたように、一方で、司法府の人為的淘汰によって形成される適正さとは、「普通」、すなわち慣習に則るという意味づけでの適正さであり、他方で、公私の接合点である共同交渉システムによって形成される適正さとは、「実行可能なものの中での最善のもの」という意味づけでの適正さである。なお、この循環は決して閉じた循環ではない。というのも、経済、政治、倫理をめぐる状況は複雑な因果連関の中で進化するのであり、制度や主体の側はその状況に不断に適応しなければならないからである(IE, p. 705)。

第2に、共同交渉システムが公私の活動の接点になっていることである。制度は、市民が個々の活動体に、そしてその活動体が集団的交渉の構成員となり、交渉に参加していくなかで、社会的に構成されていく¹⁷。共同交渉システムは、多元的であり階層的な諸制度が織りなす動態の中で、この社会的に構成されてきた民間の制度が公共的な性質を帯びる地点に位置づけられる。1927年からIEにかけて加筆された箇所は、社会的に構成されてきたものと統治機関が連動するための一つの方式を丁寧に描き出した点で意義をもつ。

6. 結論的含意

本稿は、1927年草稿からIEにかけての加筆箇所において、制度再編についての別の観点が付加されていることを示した。LFCおよび1927年草稿では、紛争当事者よりも上位の権威が制度を再編する役割を果たすことが強調された。1927年草稿よりも後に書かれた制度再編についての議論では、共同交渉システムに焦点が当てられている。利益代表間での折衝を通じたワーキング・ルールの創造と彼らによる管理運営、および、主権による実効性の付与である。一方で、利益団体は、主権から権力の一部を譲り受けることができる。利益団体は、適正であると社会的に認められるルールを構築することによって主権から実効力を付与される。他方で、主権は、より適正であるという意味で先駆的な私的取組みをより広範に及ぶ半公共的なシステムへと高めることができる。この手法で、主権は私的な継続的活動体に社会統治の一翼を担わせることができる。

本稿は、この2つの方式を提示したのち、これらを接合した。そうすると見えてくるのが、経済的、政治的、倫理的な諸原理が、上位者から下位者だけでなく、下位者から上位者に対してだけでなく、双方向でしかも複数の経路で制度再編に影響を及ぼす様子である。この回路の中で、政治経済の適正さが整えられていく。

以上の議論がもつ2つの含意を記して本稿を締めくくりたい。本稿は、1927年草稿およびIEを読解しながら、資本主義が経済学的な原理、すなわち希少性と効率性だけでなく別

¹⁷ 「構成 constitution」という観点から、Kitagawa (2013)は、コモンズとアレント、ハーバマス、ネグリを比較した。

の政治的、倫理的な原理によって調整される様子を描き出し、こうした複合的な原理にもとづく調整が資本主義をより適正な方向へ導きうることを示した。コモンズを着想の一部とするロナルド・H・コースやオリヴァー・E・ウィリアムソンの議論は、効率性¹⁸という「単一の」原理に注目しながら彼らのいう「制度」の存在理由を明快に説明した(Williamson 1975; Coase 1988)。しかし、諸制度の総体である資本主義を安定化させようと志向するならば(cf., Polanyi 1944; Boltanski et Chiapello 1999)、資本主義が「複合的な」諸原理によって調整されているという実態に焦点を当てること、及び、経済学的な原理以外の原理が機能することの重要性を示唆する研究が必要であろう。

統治機構は、利害関係者間の交渉と妥協が再編後の制度の実効性を高めること、及び、その交渉システムが自律的かつ実効的であるために一部の主権力を付与するという手法があることを(再)認識すべきであろう。私たちの時代において強い関心が集まっている経済政策は、統計データで構築されたマクロ経済を操作しようとする財政政策と金融政策である。たしかにそれは有効な手段であろう。しかし、共同体が目指すべき方向自体が再定義を迫られている現代において、統治機関は、共同交渉システムの立ち上げをいかに支援し、いかに持続させるかという政策課題にも関心を向けるべきであろう(cf., Kitagawa and Uemura 2015)。というのも、共同交渉システムは、社会的に構成されてきた制度を統治に活用する方式であり、しかも、共同体の構成員にとって受容可能かつ実行可能な目標と手段を再規定する方式だからである。もちろん、アメリカにおいて歴史的に広がっていった共同交渉システムの弊害を指摘する研究がある。例えば Bernstein (1955)は、独立規制委員会と規制対象の関係が安定化する成熟期において、委員会が規制業界の競争環境を積極的には整えようとしない現状維持的な姿勢をとるようになると主張した。こうした弊害が生じることを阻止し、共同交渉システムの正当性を保つためには、以下の論点をシステム内外で再検討し続け、検討結果に応じてシステムのワーキング・ルールを修正し続けていく必要がある。その論点とは、利益代表が適切に選出されているか、利益代表間の交渉力の平等が確保されているか、情報が適切に公開されているか、市民との討議の機会が十分に確保されているか、というコモンズが重視した論点である。

参考文献

- Bazzoli, L. (1999) *L'economie politique de John R. Commons: Essai sur l'institutionnalisme en sciences sociales*, Paris, L'Harmattan.
- Bernstein, M. H. (1955) *Regulating Business by Independent Commission*, Princeton, New Jersey, Princeton University Press.
- Biddle, J. E. (1990) "Purpose and Evolution in Commons's Institutionalism," *History of*

¹⁸ この「効率性」は、コモンズのいう「効率性」、すなわちマン・アワー（人時生産性）ではなく、「取引費用」の最小化、すなわち価格メカニズムを利用するときに必要な費用を最小化するという意味での効率性である。

- Political Economy*, 22 (1), pp. 19-47.
- Boltanski, L. et Chiapello, E. (1999) *Le nouvel esprit du capitalisme*, Paris, Gallimard.
 (三浦直希ほか訳『資本主義の新たな精神』上、下、ナカニシヤ出版、2013年)。
- Chasse, J. D. (1986) “John R. Commons and the Democratic State,” *Journal of Economic Issues*, 20 (3), pp. 759-84.
- Coase, R. H. (1988) *The Firm, the Market, and the Law*, Chicago, University of Chicago Press.
 (宮沢健一、後藤晃、藤垣芳文訳『企業・市場・法』東洋経済新報社、1992年)。
- Commons, J. R. (1924) *The Legal Foundations of Capitalism*, New York, Macmillan.
 (新田隆信・中村一彦・志村治美訳『資本主義の法律的基础(上巻)』コロナ社、1964年)。
- (1927) Reasonable Value: A Theory of Volitional Economics, Manuscript, a collection of the Kyoto Prefectural Library, Call mark: /331.04/C85/, Material code: 1102508007.
- (1928) Reasonable Value: A Theory of Concerted Action, Manuscript in H.L. Miller ed. (1986) *Wisconsin Progressives. The John R. Commons Papers*, Microfilm Edition, Madison, The State Historical Society of Wisconsin.
- (1934a) 1990. *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, New Brunswick and London, Transaction Publishers.
 (中原隆幸訳『制度経済学——政治経済学におけるその位置 上巻』ナカニシヤ出版、2015年、宇仁宏幸・坂口明義・高橋真悟・北川亘太訳『同 中巻』ナカニシヤ出版、近日刊行予定、宇仁宏幸・徳丸夏歌・北川亘太訳『同 下巻』ナカニシヤ出版、近日刊行予定)。
- (1934b) *Myself*, New York, Macmillan.
- (1950) *Economics of Collective Action*, New York, Macmillan.
 (春日井薫・春日井敬訳『集団行動の経済学』文雅堂書店、1958年)。
- Harter, Jr., L. G. (1962) *John R. Commons: His Assault on Laissez-faire*, Corvallis, Oregon, Oregon State University Press.
- Kitagawa, K. (2013) “The Theory of Sovereignty in the Institutional Economics of John R. Commons from the Perspective of Constituent Power,” *Evolutionary and Institutional Economic Review*, 10 (2), pp. 245-67.
- and Uemura, A. (2015) “General Statutory Minimum Wage Debate in Germany: Degrees of Political Intervention in Collective Bargaining Autonomy,” *Kyoto Economic Review*, 82 (1), pp. 59-91.
- Medema, S. G. (1998) “Commons, Sovereignty, and the Legal Basis of the Economic System,” in W.J. Samuels ed. *The Founding of Institutional Economics: The Leisure Class and Sovereignty*, New York, Routledge, pp. 97-112.
- Polanyi, K. (1944) *The Great Transformation*, New York, Rinehart & Company.
 (野口建彦・栖原学訳『「新訳」大転換——市場社会の形成と崩壊』東洋経済新報社、2009年)。

- Ramstad, Y. (1990) "The Institutionalism of John R. Commons: Theoretical Foundations of a Volitional Economics," in W.J. Samuels ed. *Research in the History of Economic Thought and Methodology*, London, JAI Press, pp. 53-104.
- (1994) "On the Nature of Economic Evolution: John R. Commons and the Metaphor of Artificial Selection," in L. Magnusson ed. *Evolutionary and Neo-Schumpeterian Approaches to Economics*, Boston, Kluwer Academic Publishers, pp. 65-121.
- Williamson, O. E. (1975) *Markets and Hierarchies, Analysis and Antitrust Implications: A Study in the Economics of Internal Organization*, New York, Free Press. (浅沼万里・岩崎晃訳『市場と企業組織』日本評論社、1980年)。
- 上野継義 (1997) 「革新主義期アメリカにおける安全運動と移民労働者——セイフティ・マンによる『安全の福音』伝道」アメリカ学会編『アメリカ研究』第31号、19-40ページ。
- 北川亘太・井澤龍 (2016) 「アメリカ社会の発展と J. R. コモンズ『適正価値論』の形成」『経済論叢』第190巻第1号、71-108ページ。
- 紀平英作 (1993) 『ニューディール政治秩序の形成過程の研究——20世紀アメリカ合衆国政治社会史研究序説』京都大学学術出版会。
- 佐藤千登勢 (2008) 「1932年ウィスコンシン州失業補償法とニューディール——「ウィスコンシン派」の思想とラフォレット知事による州政治を中心に」『社会経済史学』第73巻第6号、635-656ページ。
- 新川健三郎 (1973) 『ニューディール』近藤出版社。